

豊中市上下水道局環境推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 豊中市上下水道局が環境に配慮した活動を推進するため、豊中市上下水道局環境推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 環境に配慮した活動を推進するにあたっての情報の共有に関すること。
- (2) 環境に配慮した活動を推進するにあたっての調査及び研究に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、経営部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 委員は、技術部長、経営部次長、経営部お客さまセンター長、技術部次長(水道担当)、技術部次長(下水道担当)、技術部猪名川流域下水道事務所長、経営部総務課長、経営部経営企画課長及び労働組合執行部の職にある者をもって充てる。
- 5 委員会の事務局は、経営部経営企画課がその任にあたる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会議の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(その他)

第5条 委員会の運営に関し、この要綱に定めのない事項は、その都度会議において定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月25日から実施する。